

## II 定義規定の見直し

### 介護福祉士の定義規定の見直し

介護福祉士の行う「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改める。(公布日施行)

改正案	現 行
専門的知識・技術をもって、 <u>心身の状況に応じた介護等</u> を行うことを業とする者	専門的知識・技術をもって、 <u>入浴、排せつ、食事その他の介護等</u> を行うことを業とする者

### 社会福祉士の定義規定の見直し

社会福祉士の行う「相談援助」の例示として、他のサービス関係者との連絡・調整を行って、橋渡しを行うことを明確化する。(公布日施行)

改正案	現 行
専門的知識・技術をもって、 <u>福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他</u> の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと(「相談援助」)を業とする者	専門的知識・技術をもって、 <u>福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他</u> の援助を行うこと(「相談援助」)を業とする者